

秋田青色申告会

事務局だよ！

平成 28 年
8 月 1 日発行

秋田南税務署定期人事異動

税務署の定期人事異動が七月十日に発令されました。高橋明署長が退職され、弘前署からは二本柳弘子署長が新たに赴任されました。
新たな関係係官は次の通りです。

(敬称略)

職名	氏名	前任地
署長	二本柳 弘子	弘前署長
筆頭副署長	黒沢 博美	秋田南署副署長
副署長	小野 弘光	仙台局 個人課税課長補佐

尚、林統括と鳥谷部推進官は、引き続き青色申告会の担当をしていただきます。



暑中お見舞い
申し上げます



事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認と身元（実存）確認を行う必要があります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元（実存）確認）
 - 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類以上必要です。

- マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載され、本人の写真が表示されます。
- 通知カードとは、マイナンバーを通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。

～導入準備はいいですか？～



★マイナンバー制度の本格的な運用が始まりました。確定申告書や各種申請書・届出書等提出のさいに、個人番号の記載と本人確認が求められます。
★早めにマイナンバーカードを取得しておきましょう！

税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方がマイナンバーを記載した税務関係書類を税務署に提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります。）。

今年の記帳は何ヶ月分までお済ですか？
記帳の疑問点は記帳個別相談をご利用ください。

八月記帳・税務（無料）相談日の開設

- 八月三日（水）記帳個別相談会 当会事務所
- 八月十日（水）記帳個別相談会 当会事務所
- 八月十七日（水）記帳個別相談会 当会事務所
- 八月二十四日（水）記帳個別相談会 当会事務所

九月の記帳相談も「毎月水曜日」に！

○税務相談は、担当の税理士により

◎相談希望の方は事前に相談日を

予約してください。

お願いです

平成 28 年度
会費納入について
本年度会費は
6,000 円です。
まだ未納の会員は
今月中にお願いします。

夏季休暇のお知らせ

8月12日(金)～15日(月)
ご迷惑をおかけしますが、事務局夏季休暇とさせていただきます。



パソコン用会計ソフト
ブルーリターンA

消費税の申告書も、簡単に作成できます！
あなたもブルーリターンAを活用して、青色申告特別控除65万円を活用してください！！

合計価格 **27,000円(税別)**

- ・本体価格 18,000円(税別)
- ・保守料(3年間) 9,000円(税別)

●対応OS
Windows 8.1 / Windows 8 / Windows 7 / Vista

秋田青色申告会事務局
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116